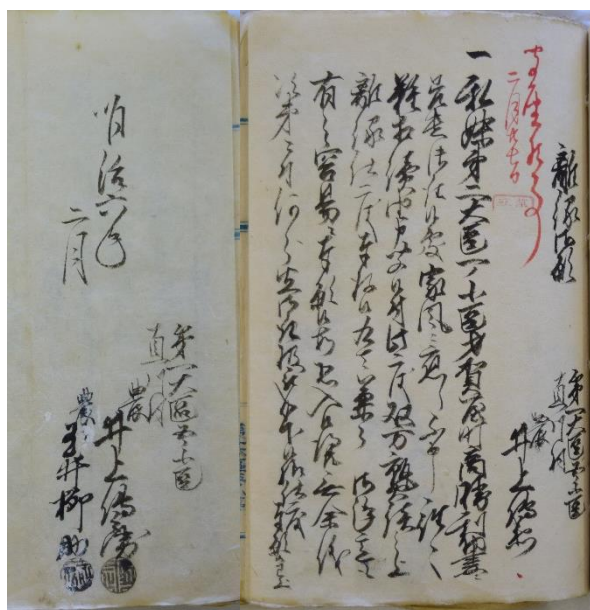


明治時代初期の家族のかたち —近代化と向き合う人々—

明治時代初期、政府は欧米列強に対抗するために、さまざまな分野での近代化を達成するための政策を推進していました。近代化は家族の考え方にも変化を起こします。このような近代化に対して、庶民は江戸時代までの価値観を残しながら向き合っていました。和歌山市園部に伝わった離婚に関する資料から、明治時代初期の政府と庶民それぞれの家族の考え方の違いについて見ていきます。

1 資料

【資料】



[* 資料のデジタル画像を見る](#)

【翻刻】

離婚御願 第一大区五ノ小区
直川村 農 井上伝兵衛
※ 私妹第二大区一ノ小区才賀屋町商勝利助妻ニ
差遣御座処家風ニ応し不申往々
難相続由申聞候付此度双方熟談之上
離縁仕度奉存候右者兼々 御趣意も
有之容易ニ奉願候段恐入候得共無余儀
次第二付何分宜御取扱被成下候様仕度奉願候已上
第一大区五ノ小区
直川村
明治六年 農 井上伝兵衛 (印)
二月 農 玉井柳助 (印)
※ 「聞届候事
二月廿七日 (「第一大区五ノ小区」割印)

【大意】

離婚のお願い 第一大区五ノ小区
直川村 農業 井上伝兵衛
※ 私妹、第二大区一ノ小区雑賀屋町の商人である勝利助の妻に差し出しましたところ、(妹は) その家風に適合することができず、(結婚生活を) 将来にわたって続けることが難しいとのことを聞きつけました。この度、双方で十分に話し合った上、離婚したいと思ひます。これは以前からのご趣意(告諭)もあり、容易にお願いすること恐れいますが、他に代わる方法もないことですので、どうか、お取り扱ってくださいますようお願いいたします。
第一大区五ノ小区
直川村
明治六年 農業 井上伝兵衛 (印)
二月 農業 玉井柳助 (印)
※ 「許可する事
二月二十七日 (「第一大区五ノ小区」割印)

【語句】

- ・第一大区五ノ小区、第二大区一ノ小区…1871(明治 4)年に設置された画一的な行政区画である大区・小区に基づく表記。1878(明治 11)年の地方三新法の 1 つの郡区町村編制法によって消滅した。
 - ・直川村…現在の和歌山市直川のうがわ
 - ・雑賀屋町…現在の和歌山市雑賀屋町さい か や まち
 - ・御趣意…1873(明治 6)年に和歌山県権令北島秀朝ごんれいききたじまひでともが発した告諭と考えられる。冒頭に「それ夫婦の道たるや互たがいに情義を重んじ愛敬を失なはず始終変りなきこそ一家繁昌いっ か はんじょう もとの基もとなり」と記され、結婚した相手と生涯ともにすることを美德としている。
- 「御趣意」の上の一字分の空白は、対象（和歌山県権令北島秀朝）への敬意を表す闕字のこと。

2 解説

（1）近代ヨーロッパの家族のかたち

産業革命によって工業化が進む 19 世紀のイギリスでは、都市部の労働者が増加するにつれて、労働は男性、家庭は女性といった役割分担が強調されるようになり、政治などの公的な場面と女性のつながりが減っていきました。

当時発達してきた新聞などのマスメディアが広めたヴィクトリア女王の夫婦・親子が仲睦まじく暮らす家族の様子が理想とされ、次第に階級を超えて、女性の役割を固定し権利を制限することがヨーロッパ社会の固定観念として根付きました。



ヴィクトリア女王と家族

(出典：Franz Xaver Winterhalter (1805-73) "The Royal Family in 1846"

1846, ROYAL COLLECTION TRUST)

（2）江戸時代の家族のかたち

17 世紀以降の日本では、直系の親族と夫婦の結び付きを重視する「家」制度が農民にも広がりました。この制度では、家族を統率して財産や家業を持つ家長の権限が強く、基本的に長男への単独相続がなされました。女性が家長となるときの多くは、息子が幼いときの中継ぎとして母親でした。また、儒教道徳が重視され、父母に孝行し、年長者に従順であることが良いこととされました。

一方、女性の再婚が忌避されるキリスト教圏や中国、朝鮮などとは異なり、日本では地域差がありますが、離婚や再婚は一般的なものでした。

（3）本資料について

本資料は、1873(明治 6)年に直川村の井上伝兵衛が提出した「離縁御願」で、和歌山市園部の園部家に伝わる資料群のうち、明治時代初期の園部村が作成した戸籍行政に関する文書に含まれていたものです。1872(明治 5)年に壬申戸籍じんしんと呼ばれる華族・士族・平民の区分に基づいて全国統一的に国民すべてを家族単位で把握する戸籍編成が行われ、和歌山県でも同様の戸籍編成がなされました。

文中では伝兵衛の妹が雑賀屋町の商人勝利助と結婚したのですが、勝家の家風けに適合することができないとして、両家で話し合った結果、伝兵衛が妹の離婚を申し出ています。また、文中に「御趣意」とありますが、これは 1873(明治 6)年に和歌山県権令ごんれいが発した、夫婦は生涯をともにすることを美德とする告諭のことと考えられます。この告諭には、上記の近代ヨーロッパの家族に対する価値観が反映されていることから、政府が欧米列強に対抗するためヨーロッパの価値観を取り入れようとした近代化政策の一環であると捉えることができます。

一方、本資料では、政府の方針を知りつつも離婚を選んでいたり、家長とみられる伝兵衛が妹の離婚を申し出ていたり、従来の江戸時代の日本の家族に対する価値観が表れています。

明治時代初期は、政府が急速に近代化を推進する一方で、庶民の間では江戸時代の価値観が残っており、西洋文明を取り入れる近代化がゆるやかに進んでいたことがわかります。

3 活用のポイント

- **中学校社会〔歴史的分野〕の場合…C 近現代の日本と世界**

明治維新と近代国家の形成における文明開化に関する学習をする際、明治政府が推進する西洋文明を取り入れる近代化政策に対する和歌山の人々の向き合い方の一例として、近代ヨーロッパの価値観が容易に普及しなかったことを学ぶことができます。

- **歴史総合の場合…B 近代化と私たち**

B(1)近代化への問いの「労働と家族」に関する資料として活用できます。例えば、「近代ヨーロッパと江戸時代の日本の家族の考え方の共通するところと異なるところは何だろう？」と問いかけること、家族というまとまりを重視することは共通しているが、江戸時代の日本は儒教道德の影響で父母への孝行が重視されていたり、近代ヨーロッパでは離婚が忌避されていたりする違いを知ることができます。また、資料や解説シートからそれぞれの家族のかたちを学び、現代社会における家族の特徴や課題について問い直すことができます。

- **日本史探究の場合…D 近現代の地域・日本と世界**

D(2)歴史資料と近代の展望での近現代の生活や文化の特色を学ぶ際の資料の1つとして活用できます。本資料から明治政府や和歌山県が近代ヨーロッパの「家族」に対する価値観を導入しようとしていたのに対して、庶民の間では江戸時代の「家族」に対する価値観が残っていたことがわかります。また、時代による「家族」に対する考え方の違いを学び、「家族」の観点から近代の特色について多面的・多角的に考察することができます。

4 出典

- ・和歌山県立文書館所蔵 「園部家文書」 「養子縁組移住取扱留」

5 関連資料・ウェブサイト等

- ・平良聡弘「家族のかたち―幕末維新期の名草郡園部村を事例に一」(『和歌山県立文書館だより 63号』2023年)
- ・「家族のかたち―幕末維新期の名草郡園部村を事例に一」(令和4年度和歌山県立文書館歴史講座)
- ・「明治六・一」(和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近現代史料8』和歌山県、1984年)
…解説シートで言及した1873(明治6)年に和歌山県権令北島秀朝が発した告諭の翻刻。

6 参考文献

- ・和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近現代1』和歌山県、1989年
- ・三成美保、小浜正子、鈴木則子編『〈ひと〉から問うジェンダーの世界史 第1巻 「ひと」とはだれか？―身体・セクシュアリティ・暴力』大阪大学出版会、2024年
- ・藤森数正『SDGsで読む世界史 上』晶文社、2025年